

岩手県告示第248号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち政策地域部に係るもの（平成22年岩手県告示第340号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
市町村課	[略]	市町村課	[略]
NPO・文化国際課	<u>北方領土返還要求運動岩手県民会議事業推進費補助、復興支援の担い手の運営力強化実践事業費補助、郷土芸能復興支援事業費補助、国際文化交流支援事業費補助、国際交流推進事業費補助、多文化共生いわてづくり事業費補助、海外県人会連携支援事業費補助、南米移住者等交流活動支援事業費補助及びいわて留学生友好交流奨学支援事業費補助</u>		
地域振興室	<u>県北文化遺産継承推進費補助、携帯電話等エリア整備事業費補助、携帯電話エリア拡大推進事業費補助、交通施設バリアフリー化設備整備費補助及び運輸事業振興費補助</u>	情報政策課	<u>携帯電話等エリア整備事業費補助、携帯電話エリア拡大推進事業費補助</u>
		地域振興室	<u>県北文化遺産継承推進費補助、公共交通バリアフリー化設備等整備費補助及び運輸事業振興費補助</u>
		科学I L C推進室	<u>産学官連携機能強化促進事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			